

保育所等における業務効率化推進事業について

1. 保育所等における ICT 化の推進

(1) 目的・事業概要

書類作成等の業務について、ICT 化推進のための保育業務支援システムの導入に必要な経費の一部を補助することにより、保育士の業務負担を軽減する。

(2) 対象施設

認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）及び地域型保育事業

(3) 対象経費

次の機能を有した保育業務支援システムの導入に必要な購入費、リース料、保守料、工事費及び通信費

ア 他の機能と連動した園児台帳の作成・管理機能

イ 園児台帳と連動した指導計画の作成機能

ウ 園児台帳や指導計画と連動した保育日誌の作成機能

(4) 補助率 10/10（1施設あたり100万円を上限）

2. 事故防止等のためのビデオカメラ導入

(1) 目的・事業概要

ビデオカメラの設置に必要な経費の一部を補助することにより、事故防止や事故後の検証の体制強化を図る。

(2) 対象施設

認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）及び地域型保育事業

(3) 対象経費

ビデオカメラの設置に必要な購入費、リース料、保守料及び工事費

(4) 補助率 10/10（1施設あたり10万円を上限）

3. スケジュール

補正予算成立後 事業開始